

25 番(向山好一君) 私は、民主党議員団を代表いたしまして、ただいまの市長発言及び内部行政監察結果報告に関して、市長に質問いたします。

4 月 5 日、当時自民党議員団の団長で市会議長まで務めた村岡 功被告が逮捕されて以降、数々の疑惑が報道され、4 月 28 日の再逮捕、そして 5 月 19 日の村岡龍男容疑者の逮捕に至り、市民の議会への信頼と名誉が決定的に失墜したことは、まことに痛恨のきわみであります。

市民の代表である同じ議員があっせん収賄罪の容疑で、それも複数逮捕されるという異常事態にかんがみ、私ども民主党は改めて綱紀肅正に努め、議員 1 人 1 人が襟を正して市民の負託にこたえ、本来の議員としての役割を担えるよう、政治倫理の確立に向けて先頭に立って頑張る覚悟であります。

そして、その議論が各方面で始まったやさきに、神戸地方検察庁から市長・秘書室が家宅捜索を受け、関係書類が押収され、さらに市長みずからが事情聴取を受けるという大変ショッキングな出来事が起こりました。

事態がここに及ぶと、この機会にすべてのうみを出し尽くし、虚心になって再出発する意気込みが必要であります。

そして、その出発点は、議会も市当局も過ちは率直に認める態度が必要であり、そこから綱紀肅正に取り組む姿勢が生まれてくると思っております。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。いまだに私どもと市当局の間に一連の事件についての認識のずれが存在している点であります。

事件発覚直後から市長は、市当局の事務執行について不正はない、義務違反はないとの立場を貫き通してきました。

ところが、ただいま報告のありました内部行政監察結果報告では、不適切な事務処理や業務の遅滞など適正を欠いた点や、一部には内規不履行の職務上の義務違反と見られる点が認められたと、業務上の瑕疵を認める立場に変わっています。

市長は当初、一部の関係者からの証言をうのみにして、十分な内部調査を行わない時点で行政の最高責任者としての立場を明言された責任をどう感じていらっしゃるのでしょうか。

あえてこういう質問をさせていただく背景は、事件発覚直後の記者会見などでの市長発言を聞いた多くの市民は、身内をかばい、責任逃れをしていると受けとめ、行政への不信につながったことがあります。最初の市長のメッセージが市民との大きな溝を生んだことを重く受けとめていただきたいと思います。明確なご答弁をお願いいたします。

さらに、事ここに及んでも、いまだに行政の事務上では問題がなかったかのような立場を堅持しておられます。

そこで、私どもが資料を集め、関係者から事情を聴取するなどの検証を行った結果を踏まえ、数点、具体的に質問をいたします。

まず、産業廃棄物処理施設設置に関する指導要綱改正について 3 点質問します。

第 1 に、この事件に対する市のかかわり方に対する見解が、なぜこのように検察と市当局に大きな隔たりがあるのでしょうか。

贈賄側である北尾夏樹被告の初公判が先日行われ、その検察側冒頭陳述において、環境局が村岡 功被告の圧力に屈していく過程を詳細に述べられております。

一部を引用しますと、「環境局は、村岡 功の要求が大本紙料及びセーフティーアイランドの意向を受けたものと認識しながら、最終的には村岡 功からの要求に応じることとし」というようなことまで言及しております。

一方、市長の見解は全く正反対の、村岡 功被告の要求とは無関係に住民の住環境を守る観点から改正したとの立場であります。

これは、余りにも違い過ぎて唖然としてしまいます。どちらが正しいのでしょうか。市長のご見解をお聞きします。

また、市長の執務室から押収された書類に、神戸市が大栄環境から民事訴訟をされた場合には敗訴する可能性が高いと記載された部下からの報告書があります。このことは、今申しました検察の冒頭陳述でも触れております。法律上問題がある行政手続を市長も認識しながら進めたことに対する責任とご見解をお伺いいたします。

2点目は、この要綱改正問題の最大の争点となっている、同意を必要とする隣接者の範囲の定義について、特に議員の圧力との関係についてお伺いいたします。

このことは5月18日開かれた政治倫理委員会での辻井前環境局長の発言でおおよそ明らかになりました。その席上で辻井前局長は、ダイハツが出した陳情書の背後に村岡 功が存在していることを認識し、再三に及ぶ隣接同意にダイハツを入れるという圧力を受けたことを認めた上で、28メートルになればダイハツが同意対象となることは十分認識した上で、信念を持って改正したと明言されています。

私は、この開き直りとも言えるこの発言が全く理解できません。このことを法律用語で未必の故意というのではないのでしょうか。前局長が信念でやったとおっしゃられるが、この隣接規定を明確にするための環境保全審議会第4回専門部会では、環境局から22メートルとすべきだと提案をしています。局長の信念によって決めた22メートルがなぜまた信念で28メートルに変わったのでしょうか。

そもそも28メートルの根拠は都市計画決定された4車線道路幅の8割が27メートル以下から来ているということでございますが、その27メートル道路はすべて戦災復興都市計画のものであり、その後、計画された都市計画道路の大半は25メートル以下なのであります。つまり審議会答申にある過去の指導実績や現在ある道路幅を考慮すれば、決して28メートルにはならないことは明白なのであります。

前局長の間違った信念で村岡親子の意向に沿った改正をされれば、市民はたまったものではございません。市長の見解を求めます。

3点目は、市の職員の極めて不適切で軽率な行動についてであります。

大本紙料は、平成13年1月に六甲アイランドの中間処理施設設置の申出書を提出し、その後何らトラブルなしに同年11月には許可がおりています。

一方、大栄環境は六甲アイランドに進出した直後の平成13年6月に積みかえ・保管施設として申出書を提出し、それ以降、中間処理施設の許可取得に関して環境局職員と再三協議をしているにもかかわらず、要綱改正手続中等の理由をつけて受け付けすらもしていません。その間に2度の要綱改正が行われ、大栄環境の許可取得への障壁が高くなってきました。さらに、平成15年10月に正式な申出書を受け取りながら、2年7カ月という長期の間預かるというずさんな不適切な事務処理を行い、いまだに許可取得に至っておりません。

大本紙料と大栄環境の申出書提出時期の約5カ月程度の違いが、取り扱いの差異によって許可取得には5年程度の差に広がっております。企業活動の恣意的な妨害と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

さらに、ダイハツが大栄環境と協定書を締結しかけた平成 15 年 9 月に、みなと総局幹部がダイハツに電話して関係社員を市役所に呼び、村岡 功に引き合わせるといった行為をしています。

幹部職員は、議員からの要請を伝えただけだということでしょうが、受け手はそうには思いません。世間一般的には、村岡被告からの要請は、ある程度行政側も理解した上での要求であると推測することは、これは常識なのであります。幹部職員が村岡被告の圧力に加担したと言われても仕方ない行為であり、極めて軽率な対応と言わざるを得ません。

内部報告では、この件は通常に対応だったとしておりますが、市の職員はだれでも、このような要請を受ければこのような対応をとっているのでしょうか。それならば、まさしく議員と職員の癒着以外の何物でもありません。市長のご見解をお聞きいたします。

次に、資源リサイクルセンターについてお伺いいたします。

まず、当初の福祉工場方式による福祉団体による一括委託から、管理・運営を民間事業者に委託するという大幅な政策転換を行った理由についてであります。

内部監察報告あるいは今の市長の発言でも、議会の審議を通じて変更したということになっています。しかし、議会での審議というのは一体どこを指すのでしょうか。

このリサイクルセンター運營業務については、平成 15 年 2 月の予算委員会で初めて福祉工場方式導入が表明され、8 月には委託先がいくせいに決まり、そして同年 12 月 10 日の決算特別委員会の総括質疑での梶本助役の、管理運営につきましては福祉工場として育成会に委託することにご理解を賜りたい、この答弁で予算編成に入っています。そして、翌年の予算案になって突然民間管理運営方式に変わっているのです。

市長は、議会の審議を経て方針転換をしたとおっしゃっておりますが、方針転換の理由は、いくせいの代表者から聞かれたときに環境局長は、市長と議会との話し合いの結果だから、我々ではどうしようもない、理解してほしいとっております。

また、局長が村岡 功被告に説明に行ったところ、方針変更しなければ予算を通さない、おれが白と言えば白なんだとの言葉に危機感を抱き、再検討せざるを得なかったと言及しています。

市長の言う議会とは神戸市議会を指すのではなくて、村岡 功及びその意を酌む自民党議員のことを指しているのでしょうか。自民党が反対すれば自動的に予算は通らない仕組みになっているのでしょうか。全く民主党に失礼な話ではないでしょうか。(傍聴席喧騒)

25 番(向山好一君) 一連の流れから判断して、この方針変更は村岡 功被告の圧力に屈した結果だと言わざるを得ません。市長のご見解をお聞きします。

次、2 点目は、管理運營業者を選定する過程の適正性であります。

我が会派は先日、環境局の担当職員と選定過程についてヒアリングをしました。そして、微妙なところ来ると、選定自体は行財政局の職員を中心とした選定委員会で行ったことだからわからないとなります。

そこで、行財政局担当職員にヒアリングすると、我々は入札業務を担当しただけなので、意思決定は環境局であるとなり、まさに縦割り行政そのものの責任逃れに遭ってしまいました。

だから、市長に聞くしかないのお聞きいたしますが、落札した環境共栄協同組合では、参加要件であった売り上げ 2 億円以上をクリアできないから、河田商会単体の売り上げを加算させたことに疑義を覚えているのであります。

なぜなら、この入札相手として参加している大本紙料とは、代表者も役員も所在地も一緒ということ

を考えると、談合を容易に行うことができる状況を行政側がつくっていると言っても過言ではないからであります。明らかに恣意的なものを感じます。

そして、それを裏づけるかのように、2社の入札金額は環境共栄がマイナス5,000万円、大本紙料がマイナス4,990万円と、だれが見ても不自然な金額提示であり、酷似した筆跡の問題とあわせると談合の疑いがかかなり強いと判断しております。

大本紙料が管理運営の委託を受けるために、実質同一企業である河田商会を当て馬として、環境共栄を隠れみのとして巧みに仕組んでいることは一目瞭然なのではないでしょうか。市長は、いまだに談合の調査をするお気持ちもなければ、選定業務は適正だったとお考えなのではないでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

最後に、この運営方法によってどういうことが起こっているかについてお聞きします。

まず、環境共栄はプラントの運転及び施設の管理運営は別のメンテナンス会社に丸投げしており、そのことによって契約金額よりも大幅な経費削減を実現しております。

そして、もっと重要なことは、契約時における特にアルミニウム缶の売却価格が市場相場より相当低く設定されており、低く見積もった処分量とあわせると、河田商会の資源売却額は契約金額を相当上回っております。したがって、今の経費節減と合わせると、契約内容を相当上回る利益を上げております。

その金額は、我々の試算によると、低く見積もっても2年間で1億円を上回る額となっております。そもそも河田商会の業務はもうけが出やすい構造になっております。コストのかかる手選別及びペットボトル・瓶類の処理は神戸市の責任において実施され、いわゆる一番うまみのある部分だけを河田商会が受け持っております。

さらに、契約書の中には、処分単価が著しく変動した場合には委託料を見直す明記されているにもかかわらず、売却単価が大きくなって、あるいは処分量が大幅にふえても、契約金額は原則見直さない仕組みになっています。

神戸市は、平成15年11月から資源ごみの分別収集を全市で展開し、循環型社会を目指してきました。その大前提は市民全体の意識改革と分別収集への協力であります。したがって、そこから生まれる利益は、全市民の共有財産のはずであります。

市民全体で取り組んでいるこのリサイクル事業の成果が特定の企業の利益へと吸収されている実態に、市長はどんな見解をお持ちなのでしょう。また、このままで市民に協力をお願いできるのでしょうか。そのあたりをお聞きいたします。

さらに、来年度の運営方針見直しの検討時期に差しかかっています。私ども民主党はこれを契機に、資源リサイクルセンターでの今の帰属方式を改め、当初目指してきた理念を反映させ、市民の理解が得られるような方式に変更すべきだと考えております。市長の考えをお聞きします。

以上、細部にわたって質問させていただきました。その意図するところは、もちろん議会側はこの不祥事を起こして放置してきたことへの責任を痛感し、再発防止に精いっぱい努力をすることの覚悟をしておりますけれども、行政側もそれ以上に、市民の信頼回復の第一歩は市民と同じ認識に立つことから始まると思っております。お願いいたします。

誠意あるご回答を期待して、質問といたします。(拍手)

(「議長」の声あり)

市長(矢田立郎君) それでは、私の方から数点にわたりましてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、内部監察の報告と、そして私が当初申し上げた発言の点でずれがあるんじゃないかというお尋ねでございます。まず、これからご説明をしたいと思っております。

まず、内部監察結果でございますが、今回の内部監察におきましては、村岡 功議員から複数の職員が接触を受け、そして働きかけがあったということが明らかになったと申し上げました。

また、その働きかけにつきましては、一部の職員は圧力と感じたこと、そして業務を行う過程では、結果として村岡 功議員らの意図するところにつながることを認識していたことが判明したと。ただ、それらはいずれも村岡 功議員らの働きかけに応じて、特定の者への利益の供与を意図し、幫助したものでなかったということでございます。

また、環境局職員の事務執行につきましては、金銭の收受はもちろんのこと、法令違反また不正行為はなかったものの、不適切な事務処理あるいは業務の遅滞など適正さを欠いていた点、一部に内規不履行の職務上の義務違反と見られる点が認められたというほか、組織内での意思形成における意思疎通の確保、また意識・指示の徹底が十分でなかったために生じた問題も見受けられたということでございます。

事件発生以来、私は、職員に不正はないと信じていると申し上げてきたところでございますが、今回の内部監察の結果、確かに法令違反また不正な行為はなかったけれども、一部に職務上の義務違反と解されるもの、また事務処理として極めて不適切なものがあったという事実が判明したことに對しまして、市民の皆さんに心からおおびを申し上げているところでございます。

調査の結果、問題として指摘のあった事項につきましては、職員の処分を含め、厳正かつ適切に対処していく必要がございます。

そして、具体的には、これも先ほど申し上げましたが、全庁的な事務処理の総点検そしてコンプライアンス専任組織の新設、また公正職務検討委員会の答申から得られます内容等につきまして、新たな仕組みづくりを実施してまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、市政を預かる立場の者として、市政の混乱を招き、また市民の皆さんにご迷惑をおかけしましたことに對しまして、道義的責任を感じておりまして、私及び2人の助役について減俸処分を行うという予定でございます。

今後こういった事件が二度と起こらないよう、議会と協力をしながら、見直すべきものは徹底して見直し、公正で透明な市政運営に努めることによって市民の信頼回復を図ってまいりたい、このように考えてございます。

次に、要綱の改正等に関しまして、検察側の冒陳等との関係でずれがあるんじゃないかというお尋ねでございます。

平成 14 年 12 月 20 日に行いました要綱改正につきましては、平成 14 年 5 月 23 日以降、計 3 回開催されました環境保全審議会の答申に基づいて行われたものでございます。

その後の内部監察の結果では、村岡 功議員あるいは村岡龍男議員から 14 年 4 月下旬に、その後村岡 功議員からは同年 9 月までの間に、数回にわたって複数の職員に対して、隣接同意に関して基準を明確にすべきである旨、また隣接事業者を同意対象にしてもらいたい旨の働きかけがあったというふうに聞いてございます。

村岡 功議員の指摘を圧力と感じていた職員がいたこと、また審議会の答申及び要綱改正が結果的にD社の申請に影響があることを意識していた職員がいたことが明らかになっております。

一方で審議会の運営、その後の道路幅の決定については全市的に影響のある事項でございまして、住

民の生活環境を守り、紛争を未然に防止するために公正を期するよう心がけたという証言もっております。

働きかけがあったことについて、上司と部下で十分な情報交換ができておらず、組織的な情報共有がなされていなかったことがわかってございます。

しかしながら、村岡 功議員らの働きかけについて、特定の者への利益の供与を意図し、幫助した職員はいなかったことが判明してございます。

隣接事業者同意の距離規定は、審議会の答申の結果として、先ほども申し上げましたが、他都市にない厳しい基準となっておりますが、事前に地域と事業者の合意形成を図り、そして産業廃棄物処理施設稼働後も地元とトラブルを起こすことなく、健全で快適な地域環境を守ることが必要な基準でございまして、これは公益を守ることとして一番重要なことであるということでございます。

また、審議会の運営また要綱改正に係る手続等につきましても適正に行われてございます。

そして、先ほどおっしゃいました、訴えの提起があれば敗訴の可能性が高いというふうな報道がされているけれども、これについてどういうふうに認識しておるのかという点でございますけれども、この際に要綱と法の手続の関係について一般論を述べておるのが、この書類を作成した職員の考え方でございまして、事業者が法手続に先立ちまして、要綱で定めている事前手続に従わずにいきなり法手続をしてきた場合、市としては公益性・公平性の観点から、当該手続を進めることはせずに、相手側の協力を得まして、そして行政指導を継続するということが1つの建前になってございます。

その場合に、もしも訴訟をされた場合、行政指導そして要綱行政の限界で最終的には敗訴する可能性が高いという見解を示したものでございまして、平成14年12月の要綱改正の内容を示したものではありませんということでございます。

それから、前局長が、ダイハツから出された背景に村岡 功議員がいることを認識していたという陳述を委員会でしておったけれども、最終的に基準を改正したことについて、一体これはどういうことになるのかというお尋ねでございます。

この5月18日の政治倫理確立委員会で、前環境局長がダイハツの陳情に関して、村岡 功被告はダイハツから陳情が出ていること、私が事情を聞きにダイハツに会いに行ったことを知っていたと言っております。そのとき私は村岡 功被告の主張を明確に知り得たが、審議会に諮問中でもあり、その中で十分審議すればよいとのことであると思ったと説明してございます。

改正後の指導要綱の隣接事業者同意の距離規定は、審議会の答申を踏まえて、他都市にない厳しい基準でございますが、産業廃棄物処理施設の設置について事前に地域と事業者が円滑に合意形成を図りまして、また稼働後も地元とトラブルを起こすことなく、健全で快適な地域環境を守っていくために必要な基準でございます。前局長は、この趣旨で委員会で答弁したものであるというふうに聞いてございます。

それから、その次に要綱の改正に関しまして、事務手続等に関しましていろんなことがあったんではないかと、そしてその内容等について行政監察の結果報告を踏まえてどうとらえているのかというお尋ねでございます。

まず、ご指摘のございました、同時期に手続が行われました2社のうち、まず大手産廃事業者 D社でございますが については、市では当該事業者の積みかえ・保管施設に係る申出書を平成13年6月4日に受け付けてございますが、産業廃棄物処理施設についてはその際に計画案として提出があった、そして当該事業者の意向はまずは積みかえ・保管の許可取得を行い、その体制を組んでから全体構

想として中間処理の許可取得を目指すというものであった、そしてこれは正式な申出書でなかったために特に受け付けをせず、平成 14 年初めに返却したということでございます。

なお、もう一方の事業者の手続につきましては、平成 13 年 1 月 26 日に申出書を受け付け、同年 5 月 29 日に建築基準法第 51 条の許可申請を受けております。

また、建築基準法第 51 条の許可申請の際には、東西 3 事業者の同意書が添付されておりました。また、地域からの住民説明会要請はその後、7 月 11 日でございますが、紛争事案との認識はなかったというふうに言われております。

したがいまして、これらこの 2 社の手続は時期的に大変近接しているものの、その申請内容及び手続の進捗は異なるものであったということでございます。

一方、産業廃棄物処理施設指導要綱につきましては、平成 14 年 12 月 20 日及び平成 16 年 12 月 28 日に改正が行われてございますが、14 年 12 月の改正は同年 5 月 23 日に神戸市の一般廃棄物処理施設資源化施設等の許可のあり方について環境保全審議会に諮問をし、そして同年 11 月 28 日の答申に基づいて改正をしたというものでございます。

16 年 12 月の改正につきましては、15 年 7 月 30 日の保全審の答申を踏まえまして、同意書と協定書の行政運用上の規定をより明確化したものでございますが、産廃要綱は特定事業者を対象としたものではなく、全市的に適用される基準でございます。

そういった意味で産廃要綱の改正につきましては、公開の場における審議会等の議論を通じ、そして答申された内容に基づきまして、ごみの適正処理の推進、また法を補完する行政指導を通じ、地域と事業者の合意形成を図りまして、紛争を未然に防止することで健全で快適な環境を確保するという政策目的に合致したものでございまして、恣意的な取り扱いを行ったわけではないというふうに言われております。

なお、ダイハツを引き合わせた件につきましては、村岡 功議員より何かの機会に、当時のみなと総局の関係職員に、神戸港のユーザーであるダイハツ工業に会いたいことがあるが、連絡先がわからない、私に会いたいと言っていると伝えてほしいとの話があり、当該職員が連絡先を調べて電話をして、そしてその旨を伝えたのだが、用件については聞いておりませんで、当時も今も承知していないというふうになっております。

次に、リサイクルセンターの件についてでございますが、これに関しまして、リサイクルセンターの運営方式につきましては、当初知的障害者の就労機会の拡大を図り、そしてまた障害者が安心して働ける就労環境が制度的に保障され、それに対する国の財政支援も得られるという知的障害者福祉工場制度を導入することとしていたわけでございます。その運営先として環境局では、平成 15 年 8 月に社団法人神戸市手をつなぐ育成会を 19 の福祉団体の中から内定をしておりました。

その後、12 月の決算特別委員会におきまして、自民党から障害者を平等に雇用するなどの条件を付した上で、競争入札による民間活力の導入を図るべきではないかという質疑また意見表明がなされたこと、また同時期に発表いたしました行政経営方針で積極的な民間活力の導入を掲げたことから、環境局では運営方式の見直しを行いまして、2 分割委託方式への変更を決定しております。

このことにつきまして、平成 16 年 1 月中旬に環境局より報告がございまして、障害者の就労機会また就労環境を確保することを前提に了承をしたところでございます。

この変更につきましては、市会での質疑等を通じ、また意見表明としてなされたものに対して、行政として総合的に検討・判断して行ったものでございまして、知的障害者の就労機会と適切な就労環境の

確保という当初の目的を担保した上で、民間の活力・ノウハウを生かした効率的な施設運営が図れたものと考えてございます。

なお、環境局長が福祉団体に対しまして、市長と議会の話になっていると説明した点ということでございますが、環境局長に確認をいたしました。総合リサイクルセンターの運営方式については議会での平成 16 年度予算案の審査対象になるという趣旨で、この団体の長に申し上げたというふうに聞いてございます。

私の方から、以上、ご答弁申し上げます。

(「議長」の声あり)

助役(梶本日出夫君) 向山議員のご質問のうち要綱の改正、それからリサイクルセンター 3 点につきましてご答弁申し上げます。

まず、要綱改正の関係でございますが、同意の必要な道路幅について、28 メートルの根拠となる都市計画道路に供用開始前の道路が含まれている、基準の策定に当たって適正な判断であったと考えているかどうか、こういったご指摘でございますけれども、ご指摘の環境保全審議会の答申では、同意の対象となる隣接者に関する道路の幅については、これを明確にした上で、公平・公正な指導を行っていくべきである、この道路幅については、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導実績や市内の道路幅を十分考慮しつつ、上述の隣接者の同意を求める趣旨に照らして、4 車線道路を基本に一定の幅以内とすべきであると、このようにこの答申ではされております。

この答申を受けまして、環境局では当時の都市計画決定及び既に告示がされた 4 車線道路の実態、また開発指導要綱、道路構造令の幅員を調査いたしまして、その結果を踏まえまして要綱の隣接同意の範囲を 28 メートル未満と改正したものでございます。

環境局が調査をいたしました 4 路線の 55 の道路につきましては、現在まで 2 つの道路が全線未供用でございますが、いずれも都市計画決定がされているものでございまして、将来整備されるという担保もあるということで、車線数と幅員の検討をするに当たっての整理にこれを用いたということについては問題はない、このように考えております。

それから、リサイクルセンターにつきまして、入札前における要件の 1 つに売上高 2 億円以上があるが、環境共栄事業協同組合の売上高に河田商会の売上高を加える根拠が明瞭ではない、入札における不自然な入札額の差また筆跡の酷似、こういった事務の執行に疑義が生じている、こういったことで談合の有無の調査を行って事実を明らかにすべきだ、さらなる事務の透明性を図るべきだ、こういうご指摘でございますけれども、資源リサイクルセンター管理運営業務の受託業者の選定に当たりましては、募集要項に資格要件などを定め、透明性や公平性の観点から広く公募をして行ったところでございます。

資格要件におきましては、ご指摘の売上額を 2 億円以上とし、共同企業体の売上額は結成企業の合計額とすることとしておりました。河田商会の売上高を加える根拠は何かとのご指摘でございますけれども、これは中小企業等協同組合法に基づく法人であります共栄会については、中小企業の育成を図る観点から、共栄会がその構成員である組合員と共同して取り組む場合、その形態が共同企業体と類似をしておるため、募集要項に定められた共同企業体の売上額の取り扱いと同様に、参画する組合員 これは河田商会でございますが、この組合員の売上額を合算し、これを共栄会の契約履行能力と判断することといたしました。

次に、入札における適正な事務執行に疑義が生じている、こういったご指摘でございますけれども、

まず筆跡の酷似との件につきましては、見積書の確認におきまして件名や金額などの必要事項の記載、また代表者の押印もしくは代理者の委任状の有無を確認することといたしております、その点につきましては開札当日、複数の経理課職員で確認をした結果、問題はなく、有効な見積書と判断をされております。

なお、開札の際には、筆跡については、内訳明細書も含め全体として不自然な印象は特に持たなかったことを確認いたしております、この点は一般の経理契約の入札における判断と同様の対応をしたものでございます。

さらに、不自然な入札額の差とのご指摘でございます。契約者と2番札の見積額が10万円差ということで近似である、こういった点でございますけれども、通常の入札においても数字が近いことは十分あり得ること、またマイナス入札そのものは市にとって不利益となるものではなく、経費削減となることなどについて、選考委員会において総合的な審査がなされております。

談合の有無の調査をすべきとのご指摘につきましては、本市において談合などの情報が寄せられた場合、またその情報が疑うに足ると判断したときは、調査など必要な措置を行いまして公正取引委員会へ報告する場合がございます。

しかしながら、その場合においても、寄せられた情報の信憑性など慎重に判断して行っているところでございまして、今回の場合は当時もまた現時点におきましても、いわゆる談合と疑うに足る特段の情報は市には寄せられておりません。談合と疑うべきケースとは考えておりませんので、こういった点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、現行のリサイクルセンターの委託方式では、市民が行ったごみの分別の努力が本来の市民が利益を受ける方式になっていないということのご指摘でございますけれども、このたびの事件で分別収集にご努力をいただいている市民の皆様にご不信・失望の念を抱かせてしまったとすれば、まことに申しわけないことと思っております。

資源リサイクルセンターの管理運営業務の委託に当たりましては、他都市の例も参考としながら、資源物を事業者へ帰属させることといたしましたが、その考え方は資源物の品目別の量がどの程度になるのか、また単価等の不確定な要素が多い中で、企業努力を促進し、資源物の品質を高め、また民間のノウハウを生かした売却によりまして、委託料の低廉化、また契約の安定性を図るためでございます。

その結果、委託料が低廉となり、また一定の納付金をいただいていることにつきましては一定評価できるものと考えておりまして、この点につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

これまでも当該年度における資源物の量あるいは市場動向を把握し、翌年度の契約の際にはこれらを反映させ、市への納付額を決定しております。

また、当該年度において市場動向等に著しい変動 具体的には30%以上の変動ということですが、これも、これがあつたときは契約等 覚書・確認書等で納付額の見直しをすることといたしております。

19年度にはすべての契約を全般的に見直すことといたしております、知的障害者雇用を第一に考えるとともに、これまでの実績あるいはまたご指摘の点も踏まえまして、市民の皆さんの努力した結果が十分に明瞭となるよう、透明性の観点も含めて検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

(「議長、答弁漏れ。リサイクルセンターの今後の方針のこと、ちゃんと通告したんです、私は。答弁してくれてないです。聞いて

ないんですか、私の質問を。」の声あり)

25 番(向山好一君) だから、今申しましたように、資源リサイクルセンターが 19 年度でまた検討せなあかんと、委託先も含めて。そういう見直しをするときにはどういうことを考えてらっしゃるのかということをお前は市長に聞いたんですよ。その質問を通告したんです、私。何で答弁漏れなんですか。意図的なんですか、これ。ちょっとそれを。

(「議長」の声あり)

助役(梶本日出夫君) 先ほどのご答弁の中で 19 年度の契約について、私の方からご答弁申し上げました。それで、先生のご質問には答えていると思います。

すべての契約を全般的に見直すことといたしております、知的障害者雇用を第一に考えるとともに、これまで 3 年間やってきたわけでございますが、これまでの実績あるいはご指摘の点も踏まえまして、市民の努力した結果が十分に明瞭となるよう、透明性の観点も含めて検討してまいりたいと、このように申し上げましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

(「議長 25 番」の声あり)

25 番(向山好一君) 大変失礼しました。

それでは、数点再質問させていただきたいんですけれども、前の臨時市会の際の市長の答弁と、今回余り変わってないんですね。そのことについて、私たちは本当にちょっと落胆をせざるを得ないわけでありまして。いろいろと答弁していただきましたけれども、まずいろいろとがっかりしているという面では、何から言ったらいいんですかね。例えばあれですね。この点についてちょっとお聞きしますわ。

今、市長が、結果として村岡 功からの、意図するところにつながることを認識していたと、しかし村岡らの働きかけに応じていろいろと改正したんじゃないという話なんですけれども、要するに行政手続の結果、村岡 功氏の意図するところにつながっているわけですね。だから、村岡 功からの意図も認識していて、結果が意図するところになっているのに、その圧力に応じたわけじゃないというのは一体どういう論理なのかということなんです。

それは世間一般にそういうことが通用するんでしょうかね。本当にそれが通用するのはおとぎ話の世界でしかないんじゃないでしょうか。要するにこれは単なる偶然やということなんでしょう、市長は。村岡 功さんがいろいろ圧力を加えてきた、しかしその圧力を加えていることは十分わかっていた、結果、圧力どおりのことを改正したけれども、それは単なる偶然やと、もともと市がそういうことを考えていたんだということは、そういう考えでは全く議論が進まないわけですね。そのことについてちょっとまたお聞きしたいと思います。

それから、細かい話ですが、道路構造令の話がありました。この道路構造令というのは一体何かというのは私らも調べましたら、大体 25 メートルが 4 車線道路の中央分離帯があつて、ちゃんと歩道が設置されていると、しっかりした 4 車線道路の構造令は 25 メートルだったんです。それで、ここの内部監査報告の中にもそのことは書いてあるんですね。そしたら、平成 13 年に道路構造令が変わつたと、それはもともと最初は 3 メートルだった歩道が 4 メートルにかわるということになって、25 メートルのプラス歩道 1 足す 1 で 2、25 足す 2 で 27 というふうになっているということなんですけれども、しかし環境保全審議会の答申にはこういうことが書いてあるんです。

ちょっと読み上げましたら、「道路等の幅については、市内の道路の幅を十分考慮しつつ」と、今ある道路を考慮すると書いてあるんですね。平成 13 年度以降に都市計画決定された 4 車線道路がひとつも対象になってないんですよ。過去のやつをやらなあかんに、今からのやつを対象としているというのはどういうことなんでしょうか。その点もやっぱり後からいろいろとこじつけていると言わざるを得ないわけでありまして。その点についてまたお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、今資源リサイクルセンターで 30%以上の価格変動のときは見直すと、そういう対象になっているということでございまして、そして見直してないということは 30%以内だったということの認識だと思えます。

それだったら、ちょっとお聞きしたいんですけども、河田商会在平成 16 年度、17 年度、一体どういう単価でどれだけ処分をしてどれだけ利益を上げていると市は把握されていらっしゃるんですか。その把握があってこそ初めて今の見直しの判定が下るわけでありまして、そのあたりについてお聞きをいたします。

それから、今検察側からの指摘、要するに敗訴するかもしれないということをも十分認識しながらという話は、市長は一般論やというふうにお話をされましたですね。その一般論というのは一体何なんでしょうか。要するに行政側は民事訴訟されたら一般的に敗訴する可能性が高いということをおっしゃっているんでしょうか。それとも、こういった一連の動きというのは敗訴するということなんでしょうか。

どっちにしても、神戸市側が敗訴する可能性のある行政手続をやろうとしているということには変わりがないんじゃないでしょうか。一般論であろうと、この要綱改正の部分であろうと、それは一緒じゃないですか。そういうことを本当に認識しながらやっているということに対して、やっぱり市長は一体どういう考えをお持ちなのか、このあたりちょっとお聞きします。

以上です。

(「議長」の声あり)

市長(矢田立郎君) まず、村岡 功議員の働きかけ等についての点につきまして、私、先ほどご答弁申し上げましたが、この内部監察結果報告書のまとめ 32 ページをごらんいただければ、冒頭に書いておるわけございまして、これをちょっと申し上げますと、「当該 2 事案の調査を通じて、村岡 功から複数の職員が接触を受け、働きかけがあったことが明らかとなった。また、そうした働きかけについて一部の職員は圧力と感じており、業務を行う過程では結果として村岡 功らの意図するところにつながることを認識していたことが判明した。ただ、それらはいずれも村岡 功からの働きかけに応じて、特定の者への利益の便宜を意図し、幫助した職員はいなかった。」と、こういうふう内部調査も申し上げておるわけございまして、先ほど私もご答弁申し上げたわけございまして、そういった点について、この内容につきましてのご理解をいただけたらというふうに思っております。

それから、敗訴する可能性の云々でございますが、これはご承知のように法とまさに行政指導との兼ね合いでございます。ですから、当然に法というものがありまして、その上乘せ・横出しで行政指導というものが行われていくのが通例でございます。なぜそういう行政指導をするか やはり地域地域によってその中の市民・住民の皆さんの公益をどう守っていくかということが問われるわけございまして、そういう状態から俗に言う上乘せ・横出しのそういうことがなされるというのが全国的にあるわけでございます。

ですから、法というものをベースにして、法だけでやっていける場合と、やはりその地域によっては

行政指導において上乘せをして、そしてその要件を少し詰めていくことによりまして、住民の公益を守るというふうな、そういうことがあるわけございまして、ですからこれは何も神戸市だけでやっているわけじゃございませんで、全国的にもそういった形でこういう判断をしております。

ですから、もしもそういった行政指導の内容そのものについて争いが起こった場合には、これは裁判所の方の判断として、そういった状況の中でどう判断されるかということがあるということを、一般論として述べておるということを申し上げておる次第でございます。(傍聴席喧騒)